

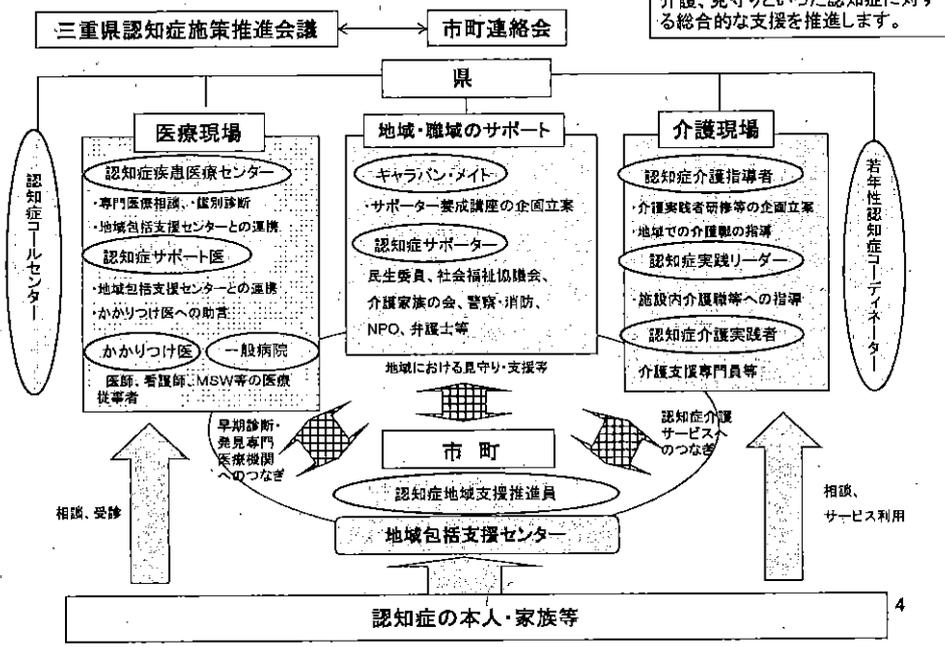
平成25年度 国における認知症総合対策の概要

認知症対策等総合支援事業メニュー	実施主体	補助率
認知症対応型サービス事業管理者等養成事業 (認知症介護実践者等養成事業)	県	1/2
【一部新】認知症地域医療支援事業	県	1/2
認知症介護研究・研修センター運営事業	東京都、愛知県、仙台市 (認知症介護研究・研修センター)	定額
認知症施策普及・相談・支援事業	県	1/2
【新】認知症初期集中支援チーム等設置促進事業	市町(全国10か所)	定額
【新】認知症ケアバス等作成・普及事業	市町(全国300か所)	定額
認知症地域支援推進員設置促進事業 (旧 市町村認知症施策総合推進事業)	市町(全国275か所)	定額
【新】認知症施策推進5か年計画促進支援メニュー事業	市町(全国225か所)	定額
都道府県認知症施策推進事業	県	10/10
認知症地域資源連携検討事業	東京都 (認知症介護研究・研修東京センター)	定額
高齢者権利擁護等推進事業	県	1/2
市民後見推進事業	市町	10/10
認知症患者医療センター運営事業	県	1/2
若年性認知症施策総合推進事業	県	1/2

3

認知症の人と家族を支えるネットワークのイメージ

認知症の人とその家族が、地域で安心して暮らせるように予防、医療、介護、見守りといった認知症に対する総合的な支援を推進します。



4

平成25年度当初予算における県の認知症総合対策の概要

認知症対策研修・支援事業費 予算額 41,133千円

認知症の人に対する医療・ケア・見守り相談といった総合的な支援体制を充実するとともに、若年性認知症への取組を行います。また、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者権利擁護のための研修を実施します。

予防

- ▶認知症サポーター養成講座、出前トーク
- ▶キャラバン・メイト養成研修

早めの気づき

- ▶認知症地域医療支援事業
- ▶認知症サポーター養成講座
- ▶かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

医療

- ▶認知症疾患医療センター運営事業
- ▶サポート医フォローアップ研修(専門医療機能、地域連携機能)
- ▶【新】一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者への研修

見守り・相談支援

- ▶三重県認知症コールセンター事業
- ▶認知症サポーター養成講座(再掲)
- ▶キャラバン・メイト養成研修(再掲)

介護

- ▶認知症介護実践者等養成事業
(指導者・実践者・実践リーダー、開設者、管理者等)

若年性認知症施策

- ▶若年性認知症ケア・モデル事業

高齢者の権利擁護

- ▶看護職、介護職を対象とした権利擁護の研修

三重県認知症施策推進会議

情報収集・フィードバック

認知症地域支援推進員設置促進事業、市町連絡会
市民後見推進事業(市民後見人の養成・活動支援)

認知症介護実践者等養成事業

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図るとともに、認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。また、認知症対応型サービス事業の開設者に対して認知症介護に関する基本的な知識及び事業の運営に必要な知識の習得のための研修を実施、認知症対応型サービス事業の管理者に就任する者に対しては事業所を管理、運営していくために必要な知識及び技術の習得のための研修を実施しています。

2 事業内容

- (1) 認知症介護実践研修(実践者研修 3回、実践リーダー研修 1回)
- (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修(1回)
- (3) 認知症対応型サービス事業管理者研修(2回)
- (4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(1回)
- (5) 認知症介護指導者養成研修(2人養成)、フォローアップ研修(1人養成)

※平成25年度については、(1)～(4)の研修事業を企画コンペにて一法人を選定して実施。

認知症介護実践者等養成事業

(参考)平成24年度末までの各研修の養成人数 ※全国GH協会等が実施した三重県内の研修の修了者を含む

研修名称	合計(人)	研修名称	合計(人)
実践者研修 (～H16基礎課程)	2,004人	認知症介護指導者養成研修	31人(→38人)
実践リーダー研修 (～H16専門課程)	174人(→645人)	フォローアップ研修	11人
認知症対応型サービス事業 管理者研修 (H17グループホーム管理 者研修)	926人		
小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	185人		
認知症対応型サービス事業 開設者研修 (～H17 認知症高齢者グ ループホーム開設予定者研 修)	248人		

認知症介護指導者の名簿について、
情報公表の同意をいただいた方について、
各市町、地域包括支援センターへ提供す
るとともに三重県長寿介護課のホームページ
で公表しています。

※()内は、平成29年度末の養成人数。オレンジ
ランでの受講者数の目標を基に県の研修受講者数
の目安を推計し算定したものの。

7

(一部新)認知症地域医療支援事業

1 目的

認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図る。

また、高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、医療と介護が一体となった支援体制の構築を図る。

2 事業内容

- (1) 認知症サポート医養成研修(5名養成)
- (2) かかりつけ医認知症対応力向上研修(県医師会へ委託予定)
- (3) サポート医フォローアップ研修(実施にあたっては県医師会とご相談。)
- (4) 【新】病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
(実施にあたっては関係団体とご相談。)

【参考】研修修了者数 平成24年度末現在 ※名簿については、情報公表の同意をいただいた方について
三重県長寿介護課のホームページで公表しています。

研修名称	合計(人)
認知症サポート医養成研修	62人(→H29 61人)
かかりつけ医認知症対応力向上研修	370人(→H29 763人)

認知症疾患医療センター運営事業

1 目的

認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保険医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

2 事業内容

(1) 介護との連携

専門の担当者の配置による、地域包括支援センターとの連携の強化を図る。

(2) 認知症疾患専門医療・医療連携研修

認知症を専門としない地域の一般開業医、かかりつけ医等を対象とし、最新の診療技術等に関する研修を実施する。

(3) 認知症疾患専門相談事業

地域の医療機関、一般住民等からの問い合わせ、相談を受け付ける窓口を設置する。

(4) 認知症疾患医療連携協議会(連携協力、事例検討等)

地域の医療サービス(かかりつけ医、サポート医、専門医療機関)の連携を密にするため、懇談会を開催する。

(5) 広報

センターの連絡先等の周知を図る。

(6) 基幹型センターは上記に加え、身体合併症等の救急の対応。

- 3 設置箇所数 地域型 3か所 (東員病院、三重県立こころの医療センター、松阪厚生病院)
 新たに8月1日付け東紀州地域に1か所設置(熊野病院) 予定。
 基幹型 1か所 (三重大学医学部附属病院) 二次医療圏域ごとに設置⁹

三重県認知症コールセンター事業

1 目的

認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であり、各都道府県、指定都市単位で認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを設置することにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行うものである。

2 事業内容

認知症の本人や家族の相談に、認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業。NPO法人HEART TO HEARTへ事業を委託して実施する。

- ・相談時間等 月～金 午前9時30分から午後5時30分まで
 ※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く
- ・電話番号 059-235-4165(よろうご)

【参考】相談件数

期間	認知症のひと家族の会三重県支部へ委託		HEART TO HEARTへ委託	
	平成21年7月設置～ 平成22年3月	平成22年4月～ 平成23年3月	平成23年4月～ 平成24年3月	平成24年4月～ 平成25年3月
件数	218	239	273	327

10

キャラバン・メイト養成研修、認知症サポーター養成講座

1 目的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。

2 事業内容

- (1)市町と協働した研修等の開催
市町の要望を受け、市町と協働で研修等を開催。
- (2)企業と協働した講座の開催
県民と接することが多い金融機関や、小売業等の企業で講座を実施
- (3)キッズサポーターの養成
- (4)みえ出前トークを活用した講座の開催
- (5)県職員を対象にした講座の開催
25年度は、三重県老人クラブ連合会、三重県民生委員児童委員協議会へ協力についてご相談の予定。

(参考) 三重県内の認知症サポーター数 82,027人(→H29 110,000人)
(内訳:キャラバン・メイト 1,610人 認知症サポーター 80,417人)
※平成25年6月30日現在

11

認知症地域支援推進員設置促進事業

(旧 市町村認知症施策総合推進事業)

1 目的

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護や生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、市町において医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ることとする。

2 事業内容

- ・認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従事者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る。
- ・認知症地域支援推進員を中心に地域の実情に応じて認知症人やその家族を支援する事業を実施する。

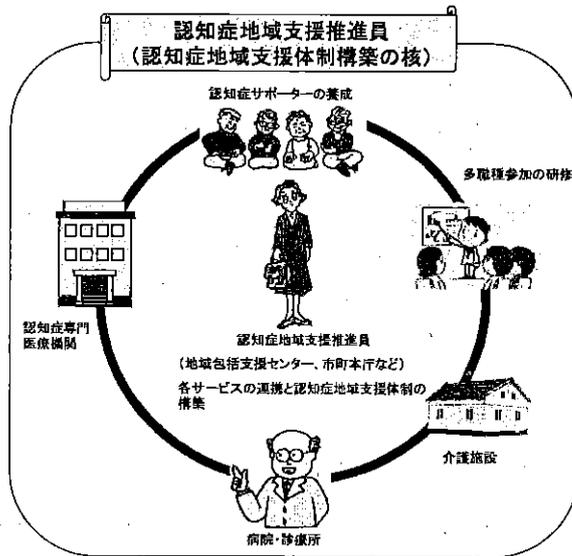
地域において認知症の人と家族を支えるため、支援を行う「資源」をネットワーク化し、相互連携を通じた地域支援体制を構築する

3 実施主体 市町(定額) 全国で275ヶ所

(平成24年度 実施市町:津市、東員町、伊賀市、玉城町)→H29 11ヶ所

12

認知症地域支援推進員のイメージ



13

都道府県認知症施策推進事業

1 目的

市町の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例や好事例を収集し、それらを県内市町に普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、管内市町における認知症施策の全体的な水準の向上を図る。

2 事業内容

(1) 認知症施策推進会議の設置 ⇒ 三重県認知症施策推進会議

- ・県施策、市町施策に関する助言
- ・市町の認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- ・医療・介護・地域の総合的かつ継続的な支援体制の確立を進めるための検討 等

(2) 市町認知症連絡会の開催

認知症施策推進会議において収集した先進的な地域支援体制の構築にかかる事例について市町との情報共有を図り、市町における認知症施策の水準の向上を図る。

3 実施主体

県

14

市民後見推進事業

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人(以下「専門職後見人」という。)がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)を中心とした支援体制を構築する必要がある。

市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援する。

2 事業内容

- ・市民後見人養成のための研修の実施
- ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ・市民後見人の適正な活動のための支援 等

3 実施主体 市町(国10/10) 全国で40ヶ所(将来的には全ての市町村約1,700で体制整備)

平成24年度 本事業実施市町:三重県内では活用の該当なし。

全国では87市区町(33都道府県)で実施。その取組は、厚労省ホームページで紹介。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>

15

高齢者権利擁護等推進事業

1 目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、相談体制等の整備など、高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 事業内容

(1)介護施設等看護職員研修事業(※25年度は三重県看護協会へ委託して実施)

高齢者虐待防止法に基づき、介護施設等の看護職員を対象とした研修を実施します。

(2)権利擁護研修事業

高齢者虐待防止法に基づき、市町、地域包括支援センター他、高齢者に携わる業務に従事する職員を対象とした研修を実施します。

このほか、この事業を活用し、市民後見人に関する検討事業や養成事業を実施しているのは平成24年度全国で7府県。

3 実施主体 県

16

若年性認知症ケア・モデル事業

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業はこれらの問題点を解消し、若年性認知症の一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 総合的な支援窓口として「コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人やその家族を適切な支援へつなぐ取り組み
- (2) 若年性認知症のケアの質の向上を図るため、介護サービス従事者等を対象とした研修や実習の実施
- (3) 若年性認知症の支援者となり得る方を対象に、若年性認知症の人やその家族に対する理解を深め、支援のニーズの共有する機会として講演会等を開催
25年度の講演会：9月22日 小阪憲司氏（横浜市立大学名誉教授）

※事業所へ委託して実施

（企画提案コンペにより、25年度はイトーファーマシーへ委託。）

17

(参考) 地域支え合い体制づくり事業 (介護基盤緊急整備等臨時特例基金)

1 目的

高齢者、障がい者等、地域社会とのつながりや支援が必要な人々を地域社会において支えていくため、市町、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、地域における日常的な支え合い活動を行う体制を整備する。

2 事業内容等

(実施主体) 県または市町

地域支え合い体制づくり事業補助金

地域社会における日常的な支え合い活動を行う体制を整備するため、次の事業に対して資金を交付する。

- ① 地域支え合い活動の立ち上げ支援（地域における高齢者等の支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援、先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援、地域の支援が必要な者とそのニーズの情報を基にした要支援者マップの作成等、徘徊・見守りSOSネットワークの構築、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織の立ち上げ支援）
- ② 地域活動の拠点の整備等（地域活動の拠点の整備・改修や備品に要する費用、支援活動推進協議会の設置など協働体制の整備）
- ③ 人材育成（見守り活動チーム等の育成）

本事業の実施期限が再延長になり、平成25年度末までになりました。

18

